

# 大分県カボス振興協議会規約

制 定	昭和47年8月 3日
一部改正	昭和49年7月 1日
一部改正	昭和50年7月16日
一部改正	昭和59年6月 8日
一部改正	平成 2年6月22日
一部改正	平成 9年7月 7日
一部改正	平成14年5月30日
一部改正	平成16年5月21日
一部改正	平成18年5月17日
一部改正	平成23年5月31日
一部改正	平成24年5月25日
一部改正	平成26年5月28日
一部改正	平成29年5月31日

## (目 的)

第1条 この協議会は特産カボスの生産の振興ならびに流通の改善および宣伝による消費の拡大に関する事業を実施することによりカボスの特産化を推進し、もって生産農家の経営の安定を図ることを目的とする。

## (名 称)

第2条 この協議会は大分県カボス振興協議会（以下「協議会」という。）という。

## (事務局)

第3条 協議会の事務局は大分県農林水産部おおいたブランド推進課（大分市大手町3丁目1番1号）内におく。

## (事 業)

第4条 この協議会は第1条の目的を達するために次に掲げる事業を行う。

- (1) カボス生産および販売計画に関すること
- (2) カボスの消費宣伝に関すること
- (3) カボスの規格統一に関すること
- (4) その他目的達成のために必要な事業

## (会員等)

第5条 この協議会の会員は次に掲げるものとする。

- (1) カボスの共同販売を実施している農業協同組合、今後において共同販売を計画している農業協同組合およびJA おおいたカボス部会等
  - (2) 全国農業協同組合連合会大分県本部およびカボスの生産販売を指導しているその他農業団体
  - (3) カボスの振興計画を樹立し、計画的な生産、販売指導を実施している市町村
  - (4) 大分県
- 2 この協議会に賛助会員をおくことができる。賛助会員は次に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) 県内におけるカボス栽培面積1ha以上の農業法人等

(加 入)

第6条 この協議会に加入しようとするものは、加入申し込み書を事務局に提出し、幹事会の承認を得るものとする。

この場合、事務局は直近の総会においてその旨を報告しなければならない。

2 正当な理由がない限り、加入を拒み又はその加入につき現在の会員が加入の際に付された条件よりも困難な条件を付してはならない。

第7条 この協議会を脱退しようとする会員は脱退届を事務局に提出し、総会の承認を得るものとする。

2 会員を次の事由により除名する場合には総会の承認を得なければならない。

(1) 負担金の納入その他協議会に対する義務を怠った場合

(2) 協議会の業務を妨げ、また、協議会の信用を失わせると認められた行為を行った場合

(3) 脱退および除名した会員は協議会に対する既成の権利を全て喪失するものとする。

(役 員)

第8条 この協議会に次の役員をおく。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 監 事 2名

2 会長は、大分県農林水産部長をもって充てる。

3 役員は会員又は会員以外の学識経験者の中から、総会において選任する。

4 役員任期は2年とし、再任されることができる。

5 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

7 監事は財産及び業務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

(総 会)

第9条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後、2ヶ月以内に会長が招集する。

2 臨時総会は次の場合、会長が招集する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会員の半数以上から、会議の目的たる事項及びその理由を記載した書面を会長に提出して招集を請求したとき

(3) 監事が財産の状況又は協議会の業務執行の状況を審査して、その結果請求したとき

3 総会の附議決定事項は次のとおりとする。

(1) 事業計画及び収支予算書

(2) 事業報告及び収支決算書

(3) 役員を選任

(4) 規約の制定及び変更

(5) その他幹事会において必要と認めた事項

4 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議 決)

第10条 総会は会員の過半数以上の出席で成立し、議決はその過半数により決する。  
可否同数の場合は議長の決するところによる。

(幹 事)

第11条 この協議会に幹事若干名をおき、幹事会を構成する。  
2 幹事は会長が委嘱する。  
3 幹事会は、会長の諮問に応じ業務の運営に関する事項を審議する。  
4 代表幹事を置き、事務局をもつ機関の幹事がこれにあたる。

(職 員)

第12条 この協議会に事務局を設け職員を置く。職員の任免は会長が行う。

(事業年度)

第13条 この協議会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(特別決議)

第14条 この協議会の解散は、会員の半数以上が出席し、その議決は3分の2以上の  
多数による議決を必要とする。

(運営に関する経費)

第15条 この協議会の運営に関する経費は次のものをもってあてる。

- (1) 負担金
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

2 負担金は、栽培面積、取扱量、均等割等を基礎に算出するものとする。

(残余財産の処分)

第16条 この協議会が解散した場合、その債務を弁済してなお残余財産があるときは  
総会の議決するところに従い処分するものとする。

附 則

この規約は昭和47年8月 3日から施行する。

この規約は昭和49年7月 1日から施行する。

この規約は昭和50年7月16日から施行する。

この規約は昭和59年6月 8日から施行する。

この規約は平成 2年6月22日から施行する。

この規約は平成 9年7月 7日から施行する。

この規約は平成14年5月30日から施行する。

この規約は平成16年5月21日から施行する。

この規約は平成18年5月17日から施行する。

この規約は平成23年5月31日から施行する。

この規約は平成24年5月25日から施行する。

この規約は平成26年5月28日から施行する。

この規約は平成29年5月30日から施行する。